

■萩まちじゅう博物館条例

新（令和7年～）	旧（平成17年～）
<p>私たちのまち萩には、毛利藩政期260年間に形成された城下町のたたずまいや町割りなどが今なお残り、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」となっています。</p> <p>萩の城跡や武家屋敷、町家、維新の志士の旧宅、寺院等は、それぞれが日本を代表する貴重な文化財であるとともに、城下町全体がかけがえのない姿で残されています。</p> <p><u>また、市内一円には、日本海と豊かな大地が育んだ里山や田畠の中に、赤瓦の集落や寺社が点在する美しい風景が広がり、そこでは豊かな歴史文化が受け継がれています。</u></p> <p><u>そして、こうした萩のまちが私たち市民によって住みこなされ、いたる所に文化財と一体となった風景や暮らしが息づいていることこそ、全国に誇るべき文化遺産であると言えます。</u></p> <p>ここに、私たち市民は、<u>萩のまち全体を屋根のない博物館</u>としてとらえ、この<u>文化遺産</u>を大切に保存し、かつ、その活用を図り、萩にしかない宝物として次世代に確実に伝え、「<u>萩に生まれたこと、萩で暮らすことを誇りに思う</u>」と日々実感できるような魅力あるまちづくりに努めるとともに、萩を訪れた人々に萩の良さや歴史を、愛着と誇りを持って伝えられる<u>まちづくり</u>をまちじゅうで推進することを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち萩には、毛利藩政期260年間に形成された城下町のたたずまいや町割りなどが今なお残り、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」となっています。</p> <p>萩の城跡や武家屋敷、町家、維新の志士の旧宅、寺院等は、それぞれが日本を代表する貴重な文化財であるとともに、城下町全体がかけがえのない姿で残されています。</p> <p><u>更に、その傍らで近世そのままの空間</u>が私たち市民によって住みこなされ、いたる所に息づいていることこそ、<u>優れた都市遺産</u>であると言えます。</p> <p>ここに、私たち市民は、<u>まちじゅうを博物館</u>としてとらえ、この<u>都市遺産</u>を大切に保存・活用し、萩にしかない宝物を次世代に確実に伝え、「<u>萩に住んで良かった</u>」「<u>萩を終(つい)の住処(すみか)にして良かった</u>」と日々実感できるような魅力あるまちづくりに努めるとともに、萩を訪れた人々に萩の良さや歴史を、愛着と誇りを持って伝えることで、「<u>萩は、日本の心のふるさと</u>」と思われるような、そんなおもてなしをまちじゅうで推進することを決意し、この条例を制定します。</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりの基軸となる萩まちじゅう博物館を推進することを目的とする</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりの基軸となる萩まちじゅう博物館を推進することを目的とする</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>萩のおたから</u> <u>萩の地で長年にわたり市民生活の中で継承され、育まれた有形無形の文化遺産</u>をいう。</p> <p>(2) <u>萩まちじゅう博物館</u> 萩のまち全体を屋根のない博物館としてとらえ、<u>萩のおたから</u>の保存及び活用を図ることをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>都市遺産</u> <u>町並み、町家、文化財その他の歴史的環境及びその背景となる自然環境並びに市民生活の中で継承され、育まれた文化的な遺産</u>をいう。</p> <p>(2) <u>まちじゅう博物館</u> 萩のまち全体を一つの博物館としてとらえ、<u>本市固有の都市遺産</u>の保存及び活用を図ることをいう。</p>
<p>(市及び市民の協働の取組)</p> <p>第3条 市及び市民は、第1条の目的の達成を図るため、次の各号に掲げるところにより、<u>萩まちじゅう博物館</u>の推進に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(1) <u>萩のおたからの保存</u></p> <p>ア 市及び市民は、萩の資源であり魅力である本</p>	<p>(市と市民の責務)</p> <p>第3条 市と市民は、第1条の目的の達成を図るため、次の各号に掲げるところにより、<u>まちじゅう博物館</u>の推進に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(1) <u>都市遺産</u>の保存</p> <p>ア 市は、萩の資源であり魅力である本市固有の</p>

新（令和7年～）	旧（平成17年～）
<p>市固有の萩のおたからを協働で再発見し、これを伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>イ 市及び市民は、萩のおたからの価値及び魅力の共有に努めるものとする。</p> <p>ウ 削除</p>	<p>都市遺産について研究し、都市遺産を形づくる歴史的環境や自然環境が破壊されることを未然に防止するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、市民との協働により、愛着と誇りをもって本市固有の都市遺産の保存に取り組むものとする。</p> <p>ウ 市と市民は、本市固有の都市遺産の保存について、広く他地域又は他国の人々の理解を得ながら賛同の輪を広げ、ワンコイントラスト（100円信託）運動等その信託により、歴史的環境及び自然環境の保全、保存、修復等を行うよう努めるものとする。</p>
<p>(2) 萩のおたからの活用</p> <p>ア 市及び市民は、保存された萩のおたからを、できる限り現地において、その価値を守りつつ生業や暮らしに利用するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市及び市民は、萩のおたからの価値及び魅力を発信するとともに、その新たな価値を創造するよう努めるものとする。</p>	<p>(2) 都市遺産の活用</p> <p>ア 市は、保存された都市遺産を、できる限り現地において、その価値を損なわないよう展示するものとする。</p> <p>イ 市は、展示に係る情報を発信することにより、市民が萩を再発見し、萩を訪れた人々がその新たな価値を見出し、活用できる仕組みを創り出すよう努めるものとする。</p>
<p>(3) 削除</p>	<p>(3) その他</p> <p>ア 市は、まちじゅう博物館の中核施設として萩博物館を位置付けるとともに、市内各地に散在する史跡、文化財等を地域博物館としてとらえ、それらを結ぶネットワークを構築するものとする。</p> <p>イ 市は、他地域と萩、萩博物館と地域博物館、地域博物館と他の地域博物館等を結ぶ道路その他の交通アクセスの整備を図るものとする。</p> <p>ウ 市は、地域博物館の周辺に歴史・文化・自然の探索路として発見の小径を整備するものとする。</p>
<p>(中核博物館及び地域博物館)</p> <p>第4条 市は、萩まちじゅう博物館の中核博物館として萩博物館及び萩・明倫学舎を位置付けるとともに、市内各地の歴史的及び地理的に一定のまとまりを持つ地域を地域博物館としてとらえ、それらを結ぶネットワークを構築するものとする。</p> <p>2 市は、中核博物館の情報発信及び展示の充実を図るとともに、地域博物館並びにその周辺の萩のおたからの保存及び活用に必要な施策を講じるものとする。</p> <p>（館長）</p> <p>第5条 萩まちじゅう博物館に館長を置く。</p> <p>2 館長は、市及び市民の協働によるまちじゅう博物館を推進するために必要な事業を統括する。</p>	<p>(館長)</p> <p>第4条 まちじゅう博物館に館長を置く。</p> <p>2 館長は、市と市民の協働によるまちじゅう博物館の事業を実施するとともに、萩博物館を総括し、その管理及び運営を行うものとする。</p>

新（令和7年～）	旧（平成17年～）
(構想の推進)	(行動計画の策定)
第6条 市は、 <u>市及び市民の協働による萩まちじゅう博物館</u> を推進するため、萩まちじゅう博物館 <u>構想</u> を策定するものとする。	第5条 市は、まちじゅう博物館を推進するため、 <u>市と市民の基本的な行動計画として</u> 萩まちじゅう博物館 <u>行動計画</u> を策定するものとする。
2 萩まちじゅう博物館構想を実現するための基本計画及び行動計画は、 <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3</u> に基づく萩市文化財保存活用地域計画とする。	
第6条 削除	
(その他)	(推進委員会)
第7条 この条例に定めるものほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第6条 <u>市と市民の協働によるまちじゅう博物館</u> を推進するため、萩まちじゅう博物館 <u>推進委員会</u> （以下「 <u>推進委員会</u> 」という。）を設置する。 2 <u>推進委員会</u> の組織及び運営について必要な事項は、 <u>推進委員会</u> が定める。
	(その他)
	第7条 この条例に定めるものほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。